

2018年7月11日

独立行政法人 日本学生支援機構
理事長 遠藤 勝裕 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 中村 尚史

平成31年度大学等給付奨学生採用候補者の推薦に関する緊急要求書

現在、高校等では平成31年度大学等給付奨学生採用候補者の推薦に関する手続きがおこなわれていますが、昨年度なかった「資産の申告書」の提出が求められ、生徒・保護者や教職員に動揺と混乱が生じています。「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」（2018年5月11日）によれば、「推薦基準策定の基本方針」として「該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金一括贈与の受贈者かどうかも考慮する」とあり、「その者及び生計維持者の資産の合計額について、生計維持者が1人のときは1250万円以下、生計維持者が2人のときは2000万円以下であること」を選考基準とするとされています。

給付奨学金は世界の常識です。日本でこの制度が開始されたことは歓迎されることであり、今後さらに拡充されることが期待されています。しかし、制度がつけられたときにはなかった「資産の申告書」の提出という条件を突然持ち込むことはルール違反であり、到底容認できるものではありません。

「ガイドライン」の冒頭に「意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還不要の奨学金を給付することにより、進学を後押しすることを目的とするもの」とあります。「意欲と能力のある」と限定した表現に問題はあるものの、経済的理由で進学を断念することのないよう後押しする給付奨学金であるとしている点は重要です。こうした観点で、非課税世帯に限定している現在の給付奨学金を、必要なすべての大学生等に給付する所得制限のない本物の奨学金に変えていくことこそが求められています。

にもかかわらず、給付奨学金が「原資は国費」であり「渡し切りの支給」となることから、「貸与型の奨学金以上に税の使途としての説明責任が問われる」といい、「責任を十全に果たしていく」ために「給付奨学生としてふさわしい者に学資を支給することが重要」として、「適格者主義」を生徒・学生に押し付けています。奨学金は、権利としての無償教育を保障する立場で、必要とするすべての大学生等に給付されるべきもので、決して「施し」などではありません。

学校現場からは、「高校生・大学生の学びを社会で支える気があるのか」と怒りの声が上がっています。日本学生支援機構は、制度の見直しを行い、給付奨学金制度の抜本的な拡充にとりくむよう強く求めます。

記

- 1、平成31年度大学等給付奨学生採用候補者の推薦にあたって「資産の申告書」の提出を求めないこと。
- 2、大学等給付奨学生採用候補者の推薦にかかる学校教職員の負担軽減をはかること。
- 3、大学等給付奨学金の対象枠・支給額を拡充すること。
- 4、国際人権規約社会権規約13条が求める「無償教育の漸進的導入」をすすめるため、国の奨学金制度を「貸与制」から「給付制」へ抜本的に改善すること。

以上